

介護の職場への復帰をお考えの方に・・・

福島県介護人材再就職準備金のご案内

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業とは

介護のお仕事に復帰するための費用について、**最大40万円（1人1回限り）**をお貸しする制度です。

県内で2年以上介護職員の業務に従事した場合、**返還が全額免除**されます。



子どもを預けるための費用



研修会受講料や図書費等



転居に伴う費用



通勤用自転車・バイク等購入費



介護ウエアなどの業務用被服費

などに利用できます。

貸付条件について

福島県内に住民登録をしている方又は福島県内に所在する事業所に介護職員として就労した方で、次の要件の全てを満たす方が対象です。

(1) 介護事業所等で介護職員の業務に1年以上の実務経験をお持ちの方

(2) 次のいずれかに該当する方

①介護福祉士の資格を持っている方

②実務者研修施設において実務者研修を修了した方

③介護職員初任者研修施設を修了した方(すでに廃止されている介護職員基礎研修、1級課程、2級課程のいずれかを修了している方でも可)

(3) 介護保険サービス事業所等において常勤の介護職員等として再就職した方

(4) 介護職員等として再就職する日までの間に、予め福島県福祉人材センターに届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した方

※1 障害福祉サービス事業所は対象となりません。

※2 介護事業所等を離職後、短期間の内に他の介護事業所等に就職するような、単なる転職とみなされる場合は、対象となりません。

※3 常勤とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であること、及び、勤務開始時から最低31日間以上の雇用見込みのある方とします。

申請期間：令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）

〈申請条件〉

- ① 直近の離職日から3ヶ月以上経過した方
- ② 他都道府県が実施する当該貸付及び国庫補助による貸付制度（生活福祉資金等）を借り受けっていない方
- ③ 就職又は復職した日の属する月の翌々月末までに申請できる方

※1 月末日が土日祝日の場合はその前の平日まで（12月の提出期限は28日まで）

※2 12月、1月に就職した方は1月31日までお申し込みください。

返済について

(1) 介護保険サービス事業所等において、常勤の介護職員として2年間勤務すれば返済免除となります。

(2) 貸付利子は、無利子です。

※貸付条件を満たさない場合は、貸付金の全部又は一部が返還となります。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室 TEL 024-523-1256

令和4年4月

再就職準備金貸付申請手続きの流れ

1. 離職後、福祉人材センターへ届出又は登録

「福祉のお仕事」で検索してください。



届出者(介護)の方



ログイン >

新規登録 >

こちらから登録

2. 県内の施設・事業所へ常勤の介護職員として再就職が内定（決定）



3. 福島県社会福祉協議会に所定の申請書類を提出

- ①貸付申請書（様式1）
- ②再就職先の雇用条件通知書又は内定通知書等の写し
- ③保有資格の取得証明書、修了証書等の写し
- ④実務経験証明書（様式2）
- ⑤住民票抄本（申請者と連帯保証人分）
- ⑥連帯保証人の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書



4. 貸付の審査・決定

福島県社会福祉協議会において、審査し、貸付を決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



5. 借用書等の提出

借用証書等に申請者・連帯保証人それぞれが署名、捺印してください。

申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙が必要です。

※貸付決定通知書到着後、14日以内に福島県社会福祉協議会福祉サービス支援室へ提出してください。



6. 貸付金の送金

福島県社会福祉協議会は、借受人の口座に貸付金を送金します。



7. 収入印紙の提出

「返還猶予申請書」「業務従事届」を提出してください。

※以降、「業務従事届」は、年1回、4月に提出してください。



8. 収入印紙の提出（2年後）

借受人は、介護保険サービス事業所等において介護職員として2年間従事した後、返還免除を申請してください。福島県社会福祉協議会で審査の上、返還免除を決定します。

ホームページ